

黒石市教育委員会告示第6号

黒石市やる気「UPる」塾実施要綱を次のとおり定める。

令和2年5月28日

黒石市教育委員会教育長 山内孝之

黒石市やる気「UPる」塾実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、黒石市に在住する中学校に在籍している生徒（第4条第1項において「対象生徒」という。）に対し教科指導を行う黒石市やる気「UPる」塾（以下「やる気「UPる」塾」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開設日及び開設時間)

第2条 やる気「UPる」塾の開設日及び開設時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 開設日 毎年度5月から2月までの間における各月の第2週目及び第4週目に属する土曜日

(2) 開設時間 午前9時から正午まで

(やる気「UPる」先生の配置)

第3条 やる気「UPる」塾に、やる気「UPる」先生を置く。

2 やる気「UPる」先生は、教育長が委嘱する。

3 やる気「UPる」先生の定数は、4人以内とする。

4 やる気「UPる」先生の任期は、5月1日から翌年の2月末日までとし、欠員が生じた場合に補充された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(やる気「UPる」先生の職務及び服務)

第4条 やる気「UPる」先生は、対象生徒に対し、国語、数学、理科、社会及び英語の教科指導を行う。

2 やる気「UPる」先生の勤務日及び勤務時間は、第2条に定める開設日及び開設時間とする。

3 やる気「UPる」先生は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 職の信用を傷つけ、又は職全体の不名誉となるような行為をしないこと。

(2) 職務上知り得た秘密を他に漏らさないこと。

(3) 誠実かつ公正に職務を行うこと。

(謝金)

第5条 やる気「UPる」先生に対し、予算の範囲内で謝金を支払うものとする。

(勤務状況の報告)

第6条 やる気「UPる」先生は、月ごとの勤務状況を、やる気「UPる」先生勤務状況報告書（別記様式）により、当該月の末日までに教育長に報告するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和2年5月1日から適用する。